

令和 3 年 4 月 25 日

組合員・利用者の皆様へ

兵庫西農業協同組合
代表理事組合長 福本 博之

緊急事態宣言発令に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた組合員・利用者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

令和 3 年 4 月 25 日、兵庫県全域が、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態措置区域に指定されました。

当 J Aにおきましては、事業継続の観点から業務を継続して行いますが、感染拡大防止に向けて以下の取組みを実施いたしますので、なにとぞご理解とご協力をお願いいたします。

記

【感染拡大防止に向けた来店時のお願い】

- ・発熱等、体調不良時は来店をお控えください。
- ・ご来店時は手指の消毒ならびにマスクの着用をお願いいたします。
- ・現在、職員の出勤を制限しており、通常よりお待ちいただく場合がございます。時間に余裕をもってご来店ください。
- ・店頭では距離を保ってのご利用にご協力ください。

【訪問活動について】

- ・不要不急の訪問活動は自粛しております。
- ・定期訪問については電話連絡等による訪問の確認を行い、電話や郵送での対応を優先します。

【行催について】

- ・各種行催については原則、中止または延期とさせていただきます。詳しくはお電話でお問い合わせ下さい。

以 上